

福 障 第 665 号
令和 2 年 6 月 5 日

各指定事業所 管理者様

寝屋川市福祉部
障害福祉課長

新型コロナウイルスへの対応に伴う日中通所系支援事業の取扱い等について

平素は、本市障害者福祉行政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、これまで、厚労省通知の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づいて、在宅支援を認めてきたところではありますが、国の緊急事態宣言解除及び大阪府の自粛解除を受け、本市における通所系の障害福祉サービスの臨時的な取扱いについては下記のとおりとします。

つきましては、ご確認のうえご対応いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 日中活動通所系サービスにおける臨時的な取扱いについて

これまで、生活活動等の日中活動サービスにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、居宅で生活している利用者に対して、利用者の意向を確認したうえで、居宅への訪問、電話等により、個別支援計画の内容を踏まえた健康管理や相談支援等、できる限りのサービスを提供した場合、通常提供しているサービスと同等のサービスを提供しているものとして、報酬の算定を可能としてきました。

5月31日までは、現在の取扱いを継続としますが、6月1日以降の取扱いについては、通常の通所の形態に移行していけるものと考えますが、一律に、利用者の不安等が解消されるとは想定されないことから、当面の間、在宅支援を認めることとします。

尚、6月1日以降に、在宅支援を提供される方については、あらためて届出書と計画書を提出していただきますようお願いいたします。

2 適用開始日について

本通知における取り扱いについては、令和2年6月1日以降とします。

なお、臨時的な取り扱いの終結時期については、別途通知いたしますが、運用については、実施予定期間の検討をお願いします。

3 添付

- ・ 臨時的な在宅でのサービス提供についての届出書（その2）
- ・ 代替的サービス 提供計画書

【問い合わせ先】

寝屋川市福祉部

障害福祉課 TEL 072-812-2026

FAX 072-812-2118